

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇規 則 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規 則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十四号

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る
規 則

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (昭 和 五 十 九 年 十 二 月 鳥
取 県 条 例 第 三 十 三 号) の 施 行 期 日 は 、 昭 和 五 十 九 年 十 二 月 二 十 六 日 と す る 。

現業職員 の 給 与 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

昭 和 五 十 九 年 十 二 月 二 十 六 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十五号

現業職員 の 給 与 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

現業職員 の 給 与 に 関 する 規 則 (昭 和 三 十 二 年 十 月 鳥 取 県 規 則 第 四 十 六 号)
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	125,600	88,000	—
2	216,100	132,000	90,700	81,600
3	224,300	138,500	93,600	83,900
4	232,600	145,000	96,600	86,300
5	241,100	151,700	99,900	88,000
6	249,700	158,200	103,600	90,700
7	258,400	164,600	107,500	93,600
8	267,200	170,900	112,800	96,600
9	275,900	176,200	118,800	99,900
10	284,600	189,600	125,500	103,600
11	293,200	196,800	131,500	107,500
12	301,700	203,900	136,500	111,300
13	310,200	210,700	141,300	118,800
14	318,300	222,400	151,700	125,500
15	326,200	230,300	158,200	131,500
16	332,600	238,300	164,600	136,500
17	338,600	246,400	170,900	141,300
18	342,600	254,500	176,200	151,700
19	346,400	262,700	181,500	158,200
20	350,200	271,000	196,800	164,600
21		279,100	203,900	170,900
22		286,600	210,700	176,200
23		293,700	217,500	181,500
24		299,400	224,200	186,600
25		304,700	230,800	191,600
26		308,500	237,200	196,600
27		312,100	243,500	201,000
28		315,700	249,100	205,300
29		319,300	254,600	209,600
30		322,900	258,600	213,500
31			262,100	216,800
32			265,400	219,900
33			267,900	222,200
34			270,400	224,500
35			272,800	226,800
36			275,200	229,000
37			277,600	231,200
38			280,000	

別表第三の表中「八七、七〇〇円」を「九〇、七〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 昭和五十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
343,300	354,000	316,800	326,500	273,900	282,400	226,300	233,400
347,100	357,800	320,400	330,100	276,300	284,800	228,500	235,600
350,900	361,600	324,000	333,700	278,700	287,200	230,700	237,800
354,700	365,400	327,600	337,300	281,100	289,600	232,900	240,000
358,500	369,200	331,200	340,900	283,500	292,000	235,100	242,200

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第七号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	125,600	88,000	—
2	216,100	132,000	90,700	81,600
3	224,300	138,500	93,600	83,900
4	232,600	145,000	96,600	86,300
5	241,100	151,700	99,900	88,000
6	249,700	158,200	103,600	90,700
7	258,400	164,600	107,500	93,600
8	267,200	170,900	112,800	96,600
9	275,900	176,200	118,800	99,900
10	284,600	189,600	125,500	103,600
11	293,200	196,800	131,500	107,500
12	301,700	203,900	136,500	111,300
13	310,200	210,700	141,300	118,800
14	318,300	222,400	151,700	125,500
15	326,200	230,300	158,200	131,500
16	332,600	238,300	164,600	136,500
17	338,600	246,400	170,900	141,300
18	342,600	254,500	176,200	151,700
19	346,400	262,700	181,500	158,200
20	350,200	271,000	196,800	164,600
21		279,100	203,900	170,900
22		286,600	210,700	176,200
23		293,700	217,500	181,500
24		299,400	224,200	186,600
25		304,700	230,800	191,600
26		308,500	237,200	196,600
27		312,100	243,500	201,000
28		315,700	249,100	205,300
29		319,300	254,600	209,600
30		322,900	258,600	213,500
31			262,100	216,800
32			265,400	219,900
33			267,900	222,200
34			270,400	224,500
35			272,800	226,800
36			275,200	229,000
37			277,600	231,200
38			280,000	

別表第三の表中「八七、七〇〇円」を「九〇、七〇〇円」に、「八一、一〇〇円」を「八三、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払)

2 昭和五十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円 343,300	円 354,000	円 316,800	円 326,500	円 273,900	円 282,400	円 226,300	円 233,400
347,100	357,800	320,400	330,100	276,300	284,800	228,500	235,600
350,900	361,600	324,000	333,700	278,700	287,200	230,700	237,800